



×××× 風水害対策 ××××

各地に大きなつめあとを残していく台風や豪雨。いざというときにあわてないように、家族で対策を話し合っておきましょう。

家の内外の風水害対策

■事前の準備

- ・ 窓、雨戸、扉、小屋、屋根、塀、カーポートなどの点検、補修をしましょう。
- ・ 側溝や雨水ますのごみを取り除いておきましょう。
- ・ 飲料水、救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ、非常持ち出し品などを確認しましょう。
- ・ 避難場所やお互いの連絡方法、連絡先を話し合しましょう。



■台風が近づいたら

- ・ 台風情報に注意し、進路などを把握しましょう。
- ・ 屋内で浸水の恐れがあるところでは、家財道具などを高い場所へ移動しましょう。
- ・ アルミサッシの窓枠でも隙間から水が吹上げることがあるので注意しましょう。また、飛来物に備えて雨戸は閉め、雨戸がなければ、外側から板でふさぎましょう。
- ・ バルコニーやベランダにある鉢植えや物干し竿など飛散する恐れのあるものは、屋内に入れておきましょう。



暴力団排除活動

暴力団排除活動とは

地域等において、住民や企業、各関係行政機関等が連携し、「暴力団員等の不当な要求には絶対に応じない。」という確固たる信念を持って、社会から暴力団を排除し、暴力団員等が活動できない状況を作り出す活動をいいます。

社会全体が一体となった暴力団排除活動を展開することが重要です。



「暴力団追放 三ない運動」の推進

暴力団追放三ない運動とは、「暴力団を利用しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」という運動です。

暴力団等からの被害を受けた場合には、暴力団等を恐れることなく、「警察（058-274-7444）」や「公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター（058-277-1613）」等にご相談ください。

岐阜県暴力団排除条例について（平成23年4月1日施行）

この条例は、暴力団対策法などの取締り法令とは趣旨が異なり、県民、事業者、自治体、関係機関などの社会全体が暴力団の排除活動を推進するための取り組みを規定し、この取り組みにより、暴力団を社会のあらゆる領域から締め出して孤立化させるとともに、資金源の遮断と活動の封圧を図り、県民の安全で平穏な生活を確保することを目的としています。